

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

真備部会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、平成30年7月豪雨により、甚大な被害が発生した岡山県倉敷市真備町において、緊急対策に係る取組を検討することを目的として設置する「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 真備部会」（以下「協議会」、「真備部会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 真備部会は、次の事項について所掌する。

- 2 平成30年7月豪雨により甚大な被害が発生した倉敷市真備町において、社会全体でこれに備える「水防災意識社会」の再構築を目指すため、国・県・市が連携してハード・ソフトが一体となった「防災・減災対策」を検討する。
- 3 真備部会で協議した結果については、協議会へ報告する。

(組織構成)

第3条 真備部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 真備部会は、別紙に掲げる部会員をもって構成する。
- 3 真備部会は、第1項によるもののほか、必要に応じて部会員以外のものの出席を要請し、意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 真備部会は、原則非公開とし、真備部会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(事務局)

第5条 真備部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所が務める。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、真備部会の運営に関し必要な事項については、真備部会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成30年10月31日から施行する。

改正 令和元年12月20日(別紙改正)

改正 令和2年4月1日(別紙改正)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会真備部会

- (部会員) 倉敷市 防災危機管理室 参事
倉敷市 土木部長
岡山県 備中県民局 地域政策部 地域づくり推進課 参事
岡山県 備中県民局 建設部 副部長
国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所 副所長
国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官
- (オブザーバー) 倉敷市 総務局参与
倉敷市 建設局長
岡山県 危機管理課長
岡山県 土木部 河川課長
岡山県 土木部 防災砂防課長